

学童保育クラブ 受益者負担の比較

資料 3-5

○育成料の変遷



○国が示した負担率の考え方と町田市の受益者負担の方針



○現在の負担率



サービス原価の捉え方

※サービス原価とは、ここでは利用者負担金のことです。

1. 負担金・使用料

人件費、維持管理費を対象とします。なお、不動産等の基盤整備に相当する経費やサービス利用者の受益の範囲に該当する部分以外の共用スペース等にかかる経費は対象外とします。

区分Ⅱ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの

(学童保育クラブ、市営住宅共益費、祭壇使用料など)

【負担の考え方】特定の個人に対する必需的なサービスで、行政がサービス提供を行っているが民間でもサービス提供されているものであり、サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。

受益者負担割合 50%

(2011年策定 町田市「受益者負担の適正化に関する基本方針」より抜粋)